

笠松町公共施設等総合管理計画 ー概要版ー

平成 29 年 3 月

1 目的

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は全国約 1,700 ある地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。これにより地方公共団体は、公共建築物及び道路や橋梁などのインフラ施設の「公共施設等」を対象として、10 年以上の長期の視点を持ち、財政や人口の見通しと LCC（ライフサイクルコスト）に配慮した総合管理計画の策定を要請されており、本町も「笠松町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）の策定に取り組むこととしました。

2 対象施設

本計画で対象とするものは、本町が保有する公共施設等のうち、公共建築物、インフラ施設とします。

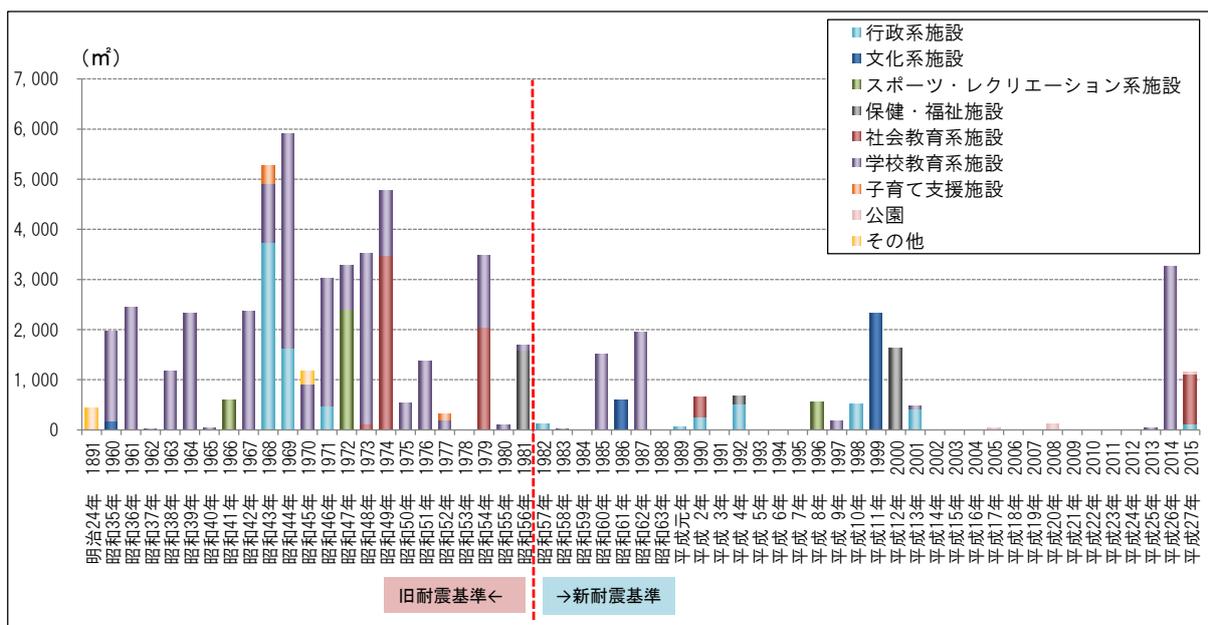
対象施設

公共施設等	公共建築物	1	行政系施設
		2	文化系施設
		3	スポーツ・レクリエーション系施設
		4	保健・福祉施設
		5	社会教育系施設
		6	学校教育系施設
		7	子育て支援施設
		8	公園
		9	その他
	インフラ施設	1	道路
		2	橋梁
		3	上水道施設(管路)
		4	上水道施設(水源地)
		5	下水道施設(管路)
		6	屋外スポーツ施設

3 公共建築物の状況

- ▼本町の公共建築物の施設数は 36 施設、総棟数は 107 棟であり、延床面積の合計は約 61,600 m²となっています。
- ▼建築年別にみると、昭和 40 年代に多くの公共建築物が整備されています。
- ▼一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築 30 年以上経過した建築物の延床面積が全体の約 8割を占めており、老朽化が進行しています。

公共建築物の建築年度別延床面積



4 インフラ施設の状況

- ▼インフラ施設は、道路、橋梁、上水道施設（管路）および（水源地）、下水道施設（管路）、屋外スポーツ施設です。
- ▼一般的な耐用年数は 40～60 年とされています。これらの耐用年数を迎えた施設から老朽化の状況に応じて順次改修等が必要となります。

インフラ施設の総量

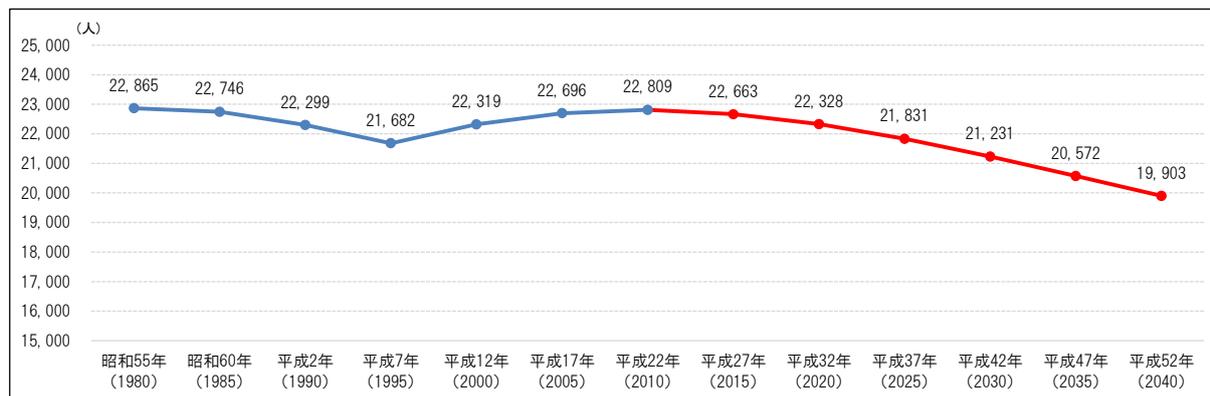
種別		施設数等	
道路	一般道路	延長	158,856m
		面積	844,035m ²
	自転車歩行者道	延長	13,003m
		面積	34,078m ²
橋梁	本数	93本	
	延長	438m	
	面積	2,326m ²	
上水道施設	(管路)	延長	157,781m
	(水源地)	箇所	3箇所
下水道施設	(管路)	延長	120,310m
屋外スポーツ施設	箇所	8箇所	
	敷地面積	145,788m ²	

5 総人口や年代別人口についての今後の見通し

▼本町の人口は、平成7年（1995）からは増加傾向にあります。平成22年（2010）以降からは減少し、今後も減少傾向が続くと予測されています。また、少子高齢化が進展しており、高齢化率は平成52年（2040）で32.6%（平成22年（2010）は23.8%）になると予測されています。

▼人口減少と少子高齢化の進展に伴い、町民に必要な公共施設等の質と量が変化していくことが考えられます。

総人口の推移と見通し



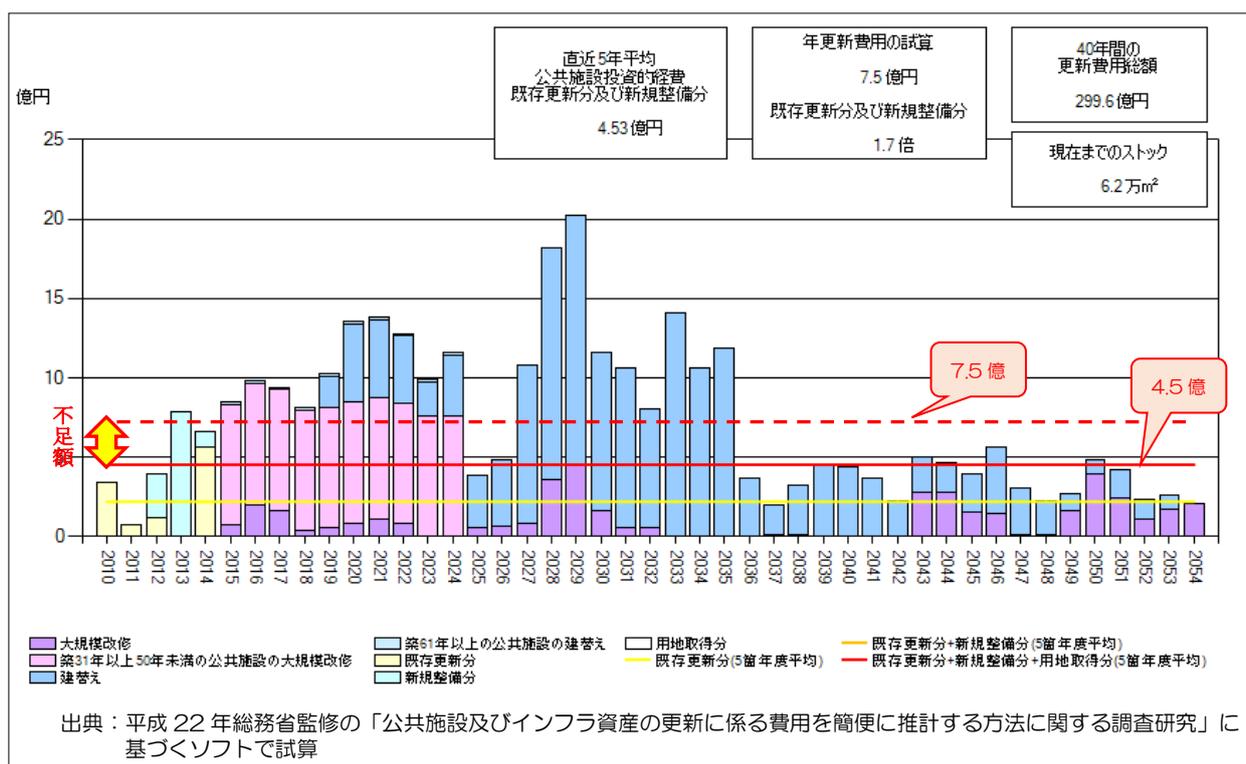
出典：(1980～2010)総務省統計局「国勢調査」、(2015～2040)国立社会保障・人口問題研究所の推計

6 公共建築物の更新等費用の推計

▼公共建築物を、今後40年間維持管理・運営していくために必要な更新費用は、約300億円であり、年平均額で7.5億円が必要となります。

▼直近5年間の公共建築物への投資的経費の年平均額約4.5億円と比較すると、1年あたりで、約3億円の費用が不足することになります。

公共建築物の更新等費用の推計



7 計画期間

- ▼本町では高度経済成長以降に整備された公共建築物が多く、その耐用年数を60年とすると、更新時期は2020年代から2050年代に集中すると考えられます。
- ▼公共建築物をはじめとする公共施設等のマネジメントは、今後、中長期的な視点で求められているため、計画期間については、施設の更新時期のピークを包括できるよう、平成29年度（2017）から平成68年度（2056）までの40年間とします。
- ▼なお、公共施設等総合管理計画の見直しについては、社会経済情勢等の変化が生じた場合に必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

平成29年度（2017）～平成68年度（2056）：40年間

8 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

①取組体制

- ▼当該管理計画に基づいた取組を展開するにあたり、部署間にまたがる検討（統合化、用途転用、廃止など）や、予算等の財政的な連動等が必要であり、各部署間の役割分担や調整が難航することが想定されます。そのため、全庁的な組織を立ち上げ、その統括の下、各部署間を調整する推進体制を構築します。
- ▼職員には、これからの時代、公共施設等の現状や管理の意義などを理解し、経営的視点に立った総量適正化や維持管理のあり方を理解し、社会状況や住民ニーズの変化に対応できるようなサービス向上のための創意工夫を実践することが求められています。そのため、専門的能力を有する職員を継続的に養成し、技術的水準・管理水準の向上を的確に実施する体制を整えていきます。
- ▼町議会や住民に対して、積極的に取組状況等の情報を提供していきます。

②情報の管理と共有

- ▼公共施設等を適切に管理運営するため、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。
- ▼作成した施設カルテは庁内で共有し、利用度、維持管理コスト、老朽化度等定量的な視点で評価を行い、町域内の配置状況や設置の経過、施設類型などの要素を踏まえた全庁的な評価を行います。
- ▼公共施設等の適正化の検討に際しては、ホームページ等で住民への情報公開を図るとともに、住民ニーズの集約と政策適合性を考慮し、長期的な施設管理の方向性を検討します。

9 現状や課題に関する基本認識

本町が保有する公共施設等の多くは、人口増加を背景にした行政需要に対応して整備してきましたが、昭和40年代に集中して整備が行われたため、老朽化した公共施設等が増加しています。また、少子高齢化・人口減少など社会環境の変化に伴い公共施設等に求められるニーズも変化しており、以下のような課題が浮かび上がってきています。

①公共施設等の老朽化への対応

- ▼築 30 年以上を経過する建物が多く占め、老朽化が進んでいます。一般に、鉄筋コンクリート造の建物の場合、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 60 年程度が経つと建替えが必要となるといわれていることから、今後、大規模改修や建替えにより、安全確保や耐久性向上を図っていく必要があります。
- ▼利用状況が少ない施設、あるいは減少傾向が続いている施設、目的を達成した施設等について、施設を維持するかどうかを見極め、公共施設等の再編を長期的な視点で検討していくことも必要です。

②厳しい財政状況への対応

- ▼従来どおりの改修・更新のやり方を続けていくだけでは、それにかかる経費は莫大になり、財政の破綻や行政サービスに重大な影響を及ぼすおそれが高く、本当に必要な公共サービスにも影響を与えかねないことが懸念されます。
- ▼総合的な視点で必要な公共施設等の優先順位を付け、「選択と集中」により限られた資源を効果的かつ有効的に活用することも必要です。

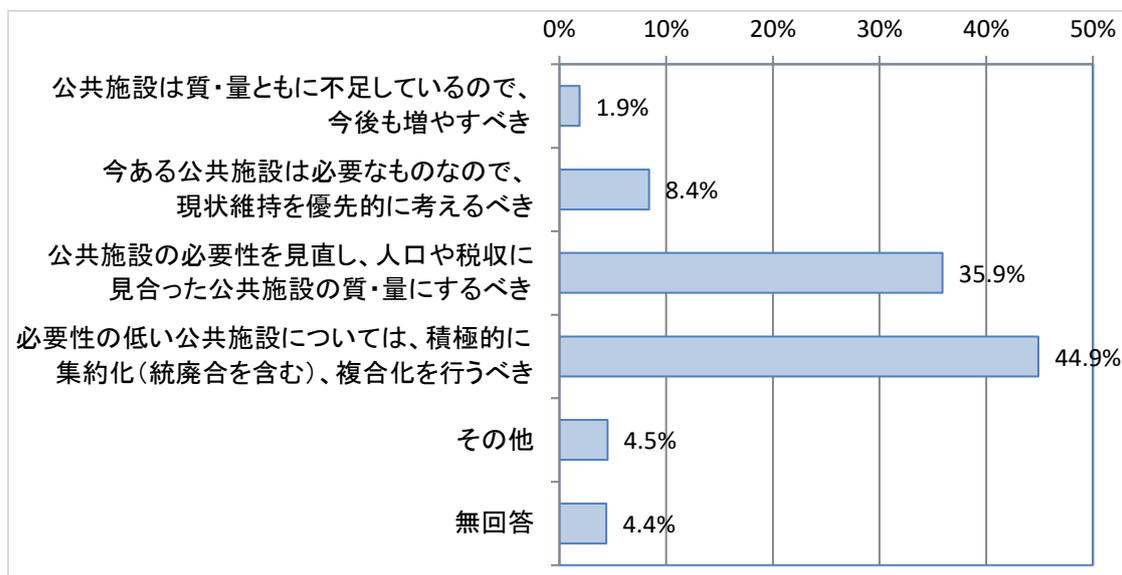
③利用者ニーズの変化への対応

- ▼今後、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、公共施設等に対する需要が大きく変化し、福祉や保健施設等へのニーズが増大することが予想され、それらのニーズの変化に対応した公共施設サービスの提供が求められます。町民ニーズを踏まえた公共施設等や提供サービスを検討し、適正化を図る必要があります。
- ▼民間施設で補完できるサービスの提供を検討していくとともに、公共施設等の管理・運営においても、運営時間の延長や事業内容の改善・拡充など、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取組を図っていくことも重要です。

(参考)町民アンケート調査より

- ・本計画の策定にあたり、町民アンケート調査を実施しました。
- ・公共施設マネジメントの取組の方向性については、「必要性の低い公共建築物については、積極的に集約化（統廃合を含む）、複合化を行うべき」が 44.9%と最も高く、次いで「公共施設の必要性を見直し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にするべき」が 35.9%となっており、見直しを進めるべきとする意見が 8 割以上を占めています。

公共施設マネジメントの取組の方向性（町民アンケート調査より）



10 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

10-1 基本方針

①公共施設等の長寿命化と適切な維持管理によるコストの縮減

- ▼対症療法的な修繕から、公共施設等の機能保全や安全確保に支障となる劣化・損傷等を未然に防止するための改修等を行う計画的な「予防保全型管理」により、施設等の利用期間を戦略的に延ばす長寿命化を促進します。
- ▼公共施設等のLCC（ライフサイクルコスト）をできる限り抑制することを念頭に、更新や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを検討します。

②公共施設等の適正配置・最適化

- ▼地域需要のバランスを踏まえつつ、保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更などにより、施設の適正配置に取り組みます。
- ▼公共施設等の新規整備については、必要なものを除き原則行わないものとしませんが、どうしても新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。
- ▼公共施設等の廃止により生じる跡地については、まちづくりに資する活用を図ることを前提としますが、未利用資産の売却や貸付等についても検討していきます。

③維持管理や運営手法の見直し

- ▼公共サービスの一定水準を維持しつつ、コスト縮減を踏まえた最適な維持管理や運営手法のあり方を検討します。
- ▼資産経営の観点から、指定管理制度も含め、PPP/PFIなど、民間の資本や経営能力、技術力をさらに活用します。

10-2 数値目標

本町では今後の財政負担を軽減するために、数値目標を以下のように設定しました。

数値目標

公共建築物の保有量(延床面積)を今後40年間で約25%削減。

10-3 実施方針

①点検・診断等の実施方針

- ▼公共施設等の安全性を確保し、良好な状態に保つため、建築基準法等の法律に基づく定期点検を徹底します。
- ▼各部位の劣化や機能の低下を明確化し、それを踏まえた計画的な保全を図るため、法定点検の他、予防保全型の維持管理視点に立ち、必要に応じた調査・点検を実施していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ▼不具合が生じてから修繕・更新などを行う「事後保全」ではなく、不具合が生じる前に修繕・更新を行う「予防保全」へと維持管理の方法を転換し、計画的な保全を行っていきます。
- ▼劣化診断調査に基づいた「総合劣化度」（施設の劣化状況と築年数より算出）などにより、保全優先度を設定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を進めることにより、コストの縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

- ▼老朽化等により供用が廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、防災・事故防止の観点から、施設を早期に解体撤去するなど、安全確保対策を実施します。
- ▼点検・診断等により、危険箇所が発見された場合は、早急に緊急的な点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- ▼危険度の高い公共施設等で、利用率の高い公共施設等については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施するとともに、周辺の利用率が低い公共施設等の集約化を含めた建替えの検討等を行います。

④耐震化の実施方針

- ▼今後とも継続して保有する公共施設等のうち耐震化が必要なものは、計画的に耐震診断・耐震改修を実施し、施設の耐震化を図ります。特に、多数の町民が利用する公共施設等や学校など、災害時における避難施設・避難所に指定されている施設や、町民の生活を支える重要なライフラインであるインフラ施設については、優先的に実施を検討します。
- ▼災害時の損傷や落下等を防ぐため、非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下防止対策等）を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

- ▼今後も保有していく公共施設等については、個別の保全計画等に定める取組を進め、計画的な保全を実施し、長寿命化を図ります。

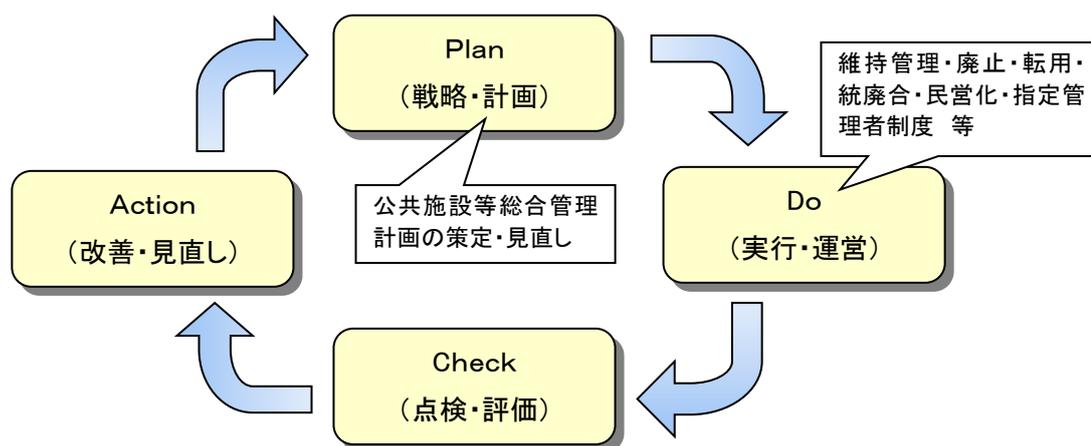
⑥統合や廃止の推進方針

- ▼建設年度が比較的新しく設備状況が良好な公共施設等や、町民の満足度が高い公共施設等などについては、通常の維持管理を継続して「現状維持」とします。
- ▼行政サービスが町民ニーズと合わなくなっている公共施設等については、維持管理費用等の縮減の観点から統合や廃止について検討します。
- ▼公共施設等の再編により、余剰となる建物・土地などについては、民間への売却・貸付等により、財源の確保に努めるだけでなく、土地取得者に対して、町民が必要なサービスの誘導や町民ニーズに対応した官民複合施設の整備を課すことを検討します。

⑦進捗状況等のフォローアップの実施方針

- ▼計画の進捗管理を行うには、PDCAサイクル《Plan（戦略・計画）-Do（実行・運営）-Check（点検・評価）-Action（改善・見直し）》によって、継続的に取り組むことが大切です。このため、PDCAサイクルの運用を行いながらフォローアップを実施します。

PDCAサイクルの運用による進捗管理のイメージ



11 施設類型ごとの管理に関する基本方針

11-1 公共建築物

行政系施設

▼行政系施設は、町の行政の重要な拠点であり、多くの町民が利用する公共建築物です。より安全・安心かつ利用しやすい公共建築物として、引続き維持管理し、計画的に更新することを基本とします。

※対象施設：庁舎・本庁、庁舎・西駐車場、庁舎・北事務所、コミュニティ消防センター、南部コミュニティ消防センター、県図書館、門間倉庫、旧消防団車庫（北及）、旧消防団車庫（円城寺）、水防センター

文化系施設

▼文化系施設は、町民ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理・改修を行い、その機能の維持に努め、長寿命化を図ることを基本とします。

▼公共建築物の老朽度、町民ニーズ、利用状況等を踏まえ、多機能化（集約化・複合化）を考慮した公共建築物の更新を検討していきます。

※対象施設：総合会館、緑会館、米野会館、松枝みなみ会館

スポーツ・レクリエーション系施設

▼スポーツ・レクリエーション系施設は、町民ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理・改修を行い、その機能の維持を図ることを基本とします。

▼公共建築物の老朽度、必要な機能の見直し等を行い、多機能化（集約化・複合化）も検討していきます。

※対象施設：町民体育館、南体育館、スポーツ交流館

保健・福祉施設

▼保健・福祉施設については、少子・高齢化社会を迎えるにあたり、今後も保健・福祉体制の需要拡大が見込まれることから、その機能の強化に努めます。

▼公共建築物の老朽度、町民ニーズ、利用状況等を踏まえ、多機能化（集約化・複合化・民営化）も検討していきます。

※対象施設：福祉健康センター、小規模授産所、福祉会館

社会教育系施設

▼社会教育系施設は、地域コミュニティの拠点施設として重要な役割を担う公共建築物であり、その機能の充実に努めます。

▼公共建築物の老朽度、町民ニーズ、利用状況等を踏まえ、多機能化（集約化・複合化）も検討していきます。

※対象施設：下羽栗会館、中央公民館、松枝公民館、歴史未来館、厚生会館

学校教育系施設

▼学校施設は安心、安全が第一であるため、日常の施設点検、危険箇所、破損箇所への迅速な対応に努めます。また、地域の中心施設であり、災害時における指定緊急避難場所であることから、計画的な保全策を検討し、公共建築物の長寿命化を図ります。

▼今後の児童数・生徒数の動向や、地域における学校施設の役割を十分に踏まえつつ、空き教室を活用した公共建築物の多機能化（集約化・複合化）の可能性も検討します。

※対象施設：笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校、給食センター

子育て支援施設

▼子育て支援施設については、子育て支援強化への町民ニーズが高いことを踏まえ、その機能の充実に努めます。

▼公共建築物の老朽化が進んでおり、統合を含めた公共建築物の更新を検討します。

※対象施設：子育て支援センター、児童館

公園

▼都市公園については、今後も存続を図っていきます。

▼施設、遊具の適切な点検に基づく維持管理を図ることにより、公園施設の安全性の確保を行い、安全で快適な公園利用の促進に努めます。

※対象施設：笠松みなと公園管理棟、運動公園便所

その他

▼その他施設については、その機能の充実を図り、計画的な保全策の策定を検討します。

※対象施設：杉山邸、火葬場

11-2 インフラ施設

道路

▼道路については、「中期舗装修繕計画」に基づき、計画的かつ効率的に適切な維持・修繕を図り、安全な道路施設を維持します。

橋梁

▼橋梁については、「笠松町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対処療法的な対応から計画的かつ予防保全的な対応に変更し、橋梁の長寿命化及びコストの縮減を図ります。

上水道施設（管路）

▼上水道施設（管路）については、施設・設備の適正な維持・管理を進めるとともに、今後、老朽化する管が増加する中、安全・安心な水の供給を持続するため、中長期的な維持管理・更新に関する計画の策定を進めてきます。

▼今後 10 年の方針となる、アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画、経営戦略を含む、「笠松町新水道ビジョン」を策定します。

上水道施設（水源地）

▼更新時期を迎えている「第一水源地」については、今後の水需要予測を考慮した施設能力を検討し更新します。

▼各水源地については、長期的に安定して、安全安心な水道を供給できるように適切な施設の更新、耐震化を図っていきます。

▼人口密集地域の変化を見据え、適正な能力を有する施設への更新を図り、維持管理費の抑制に努めるものとします。

※対象施設：第一水源地、第三水源地、第四水源地

下水道施設（管路）

▼下水道施設（管路）については、施設・設備の適正な維持管理を進めるとともに、施設の老朽化対策等の検討を行います。

▼平成 28 年度（2016）に「笠松町污水处理施設整備構想」を策定し、平成 31 年度（2019）に地方公営企業法適用（法適化）するよう平成 29 年度（2017）から法適化事務に取り組みます。

屋外スポーツ施設

▼屋外スポーツ施設の維持管理を計画的に行い、施設の長期利用ができるように努めます。

※対象施設：町民運動場、勤労青少年運動場、町民米野運動場、町民江川運動場、運動公園内運動場、緑地公園内運動場、緑地公園内テニスコート、多目的運動場A（天然芝）、多目的運動場B（人工芝）